

伊予市広告掲載要綱

平成 18 年 7 月 21 日

告示第 97 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市の伊予市（以下「市」という。）の新たな財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市が保有する広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告媒体」とは、次に掲げる市有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 広報紙その他市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、広告媒体として活用することについて市長が適当と認めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

3 この要綱において「広告主」とは、市に広告の掲載を依頼する者をいう。

(広告の内容等)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は宗教活動に関係するもの
- (4) 社会問題、意見広告又は個人宣伝に関係するもの
- (5) 射幸心を著しくあおる表現のもの
- (6) 美観風致を害するおそれがあるもの

- (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (8) 暴力団その他反社会的団体が関与するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適当でないと市長が認めるもの

2 広告主は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市税に未納がないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。（広告主が法人の場合は、役員等が当該暴力団員でないこと。）

3 前2項に掲げるもののほか、広告掲載に関する具体的な基準は、別に定める。

（広告掲載料）

第4条 市長は、広告掲載の対価として、広告主から広告掲載料を徴収するものとする。

2 広告掲載料の額は、広告媒体ごとに別に定める。

（広告の規格等）

第5条 広告の種類、規格及び掲載位置等は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

（広告の募集方法等）

第6条 広告の募集及び掲載決定の方法は、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

（広告主の責任等）

第7条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

（審査機関）

第8条 広告掲載の可否を審査するため、伊予市広告掲載審査委員会（以下「審査会」という。）を置き、必要に応じて審査会を開くものとする。

2 審査会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

3 審査会の委員長は総務部長を、副委員長は企画振興部長を、委員は市民福祉部

長、産業建設部長、議会事務局長、教育委員会事務局長をもって充てる。(会議)

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

3 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第10条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年5月12日から施行する。

附 則(平成28年3月23日告示第50号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年4月1日告示第73号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。